

平成30年12月20日

## 平成30年 第17回 南区選挙管理委員会

### 議 題

- 1 福岡市南区選挙管理委員会委員長の選挙について
- 2 福岡市南区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について
- 3 議 案

議案第62号 福岡市南区選挙管理委員の異動について

議案第63号 福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

議案第64号 井尻投票区の投票所新設及び分区について

議案第65号 投票区の設置の告示の一部改正について

議案第66号 指定投票区の指定及び指定関係投票区の定める告示の一部改正について

## 福岡市南区選挙管理委員会委員長の選挙について

選挙の方法

① 無記名投票

② 指名推せん

委員長

小宮文子

### 【参考】

地方自治法 (抜粋)

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

福岡市区選挙管理委員会規程 (抜粋)

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員の中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

## 福岡市南区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

委員長職務代理者 大庭 壽 人

### 【参考】

福岡市区選挙管理委員会規定（抜粋）

（委員長の職務代理者の指定）

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

## 議案第62号

### 福岡市南区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市南区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

平成30年12月20日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 小宮文子

#### 1 退職

住 所	氏 名	退職年月日
	吉村嘉人	平成30年12月3日

#### 2 就任

住 所	氏 名	就任年月日
	岩井留美子	平成30年12月4日

#### 【参考】

福岡市区選挙管理委員会規程（抜粋）

（委員の異動の手続）

第6条 委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

## 議案第 63 号

福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

平成30年12月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小 宮 文 子

住 所	氏 名
	小 宮 文 子

### 【参考】

福岡市区選挙管理委員会規程（抜粋）

（委員長の選挙）

第2条 （略）

2 （略）

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

## 議案第 64 号

### 井尻投票区内の投票所新設及び分区について

平成30年8月29日に高木校区自治協議会から申し入れがあった井尻投票区内の投票所新設及び分区について次のように定める。

平成30年12月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

#### 1 新設する投票所

住 所	施 設 名 称
福岡市南区井尻四丁目30番7号	井尻四丁目会館

#### 2 分区の詳細

##### (1) 分区前

投 票 区	区 域
井 尻	井尻四丁目，井尻五丁目

##### (2) 分区後

投 票 区	区 域
井 尻 第 一	井尻四丁目（1番の一部，2番から4番まで，17番から18番まで），井尻五丁目
井 尻 第 二	井尻四丁目（井尻第一投票区に属する区域を除く。）

## 議案第65号

### 投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示(昭和47年福市南選告示第16号)の一部を次のように改正し、告示する。

平成30年12月20日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮文子

表中

井 尻	井尻四丁目，井尻五丁目	を に
井 尻 第 一	井尻四丁目（1番の一部，2番から4番まで，17番から18番まで），井尻五丁目	
井 尻 第 二	井尻四丁目（井尻第一投票区に属する区域を除く。）	

改める。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第17条第2項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第9条の2の規定による。

## 議案第66号

指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め告示の一部改正について

指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め告示（平成29年福市南選告示第5号）の一部を次のように改正し，告示する。

平成30年12月20日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 小宮文子

ただし書の表玉川第二投票区の項中「井尻投票区」を「井尻第一投票区，井尻第二投票区」に改める。

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第37条第7項及び同法施行令第26条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第26条第2項の規定による。